

家庭動物診療における認定動物看護師のあり方

平成27年6月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに	1
2 認定動物看護師制度の現状	1
(1) 認定動物看護師制度の現状とこれまでの検討経過	1
(2) 諸外国における動物看護師の現状	7
3 効率的なチーム獣医療の実現に向けた動物看護師のあり方	12
(1) 獣医師の立場からみた、動物看護師に必要な知識と技術	12
(2) 獣医師の下で動物看護師が行うことができるとうことが望ましい 獣医療行為	13
4 今後の検討課題	14
5 おわりに	15

家庭動物診療における認定動物看護師のあり方

1 はじめに

平成 26 年に本会が実施した「家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査」では、回答した 1,365 の小動物診療施設のうち、82%にあたる 1,117 施設が動物看護師を雇用しており、そのうちの 7%にあたる 81 施設が男性動物看護師を、99%にあたる 1,110 施設が女性動物看護師を雇用していることが明らかになった。1 施設当たりの動物看護師の平均人数も 2 名を超え、診療の高度化・多様化が進む現代の家庭動物診療の現場において、動物看護師の役割は重要性を増している。

しかしながら、動物看護師をめぐる環境は十分に整備されているとは言えない。日本獣医師会では、動物看護師に関する検討を約 30 年前に開始し、獣医療を支える専門職域としての動物看護師の在り方について問題提起・政策提言を続けてきた。最も大きな課題は、長年に渡りその養成システムと資格認定システムが十分に整備されていなかったことにあり、日本獣医師会の積極的な支援により、ようやく養成カリキュラムの統一化と公的資格化に向けた統一認定が緒に就いたところである。

今期の小動物臨床委員会では、動物看護師の公的資格化に向けた検討をさらに進めるため、認定動物看護師制度ワーキンググループを設置し、動物看護師を雇用する獣医師の立場から認定動物看護師に求めたい知識・技術を整理し、諸外国の状況とも比較しつつ、現行の獣医師法の枠組みとの関係を整理するための方向性について検討を行った。以下にその内容を報告する。

2 認定動物看護師制度の現状

(1) 認定動物看護師制度の現状とこれまでの検討経過

動物看護師とは、動物病院で働く獣医療補助者を指す呼称であり、AHT

(animal health technician) 、VT (veterinary technician) 、VN (Veterinary Nurse) などと呼ばれる事もあるが、いずれも獣医師の指示の下で動物の保定、手術の準備、入院動物の世話や健康管理などの診療補助を中心に、動物病院の受付業務や清掃、設備費品の管理など院内業務の多くを担う存在である。現在ではチーム獣医療における大切な獣医師のパートナーとして診療に不可欠な存在となっている。

しかし、人の医療における看護師とは異なり、動物看護師は国家資格等の公的資格制度がなく、いわゆる獣医療行為は一切認められていない。さらには、何ら専門教育を受けていなくても業務には従事できることから、個々の持つ知識・技術等に相当の差があることも指摘されていた。いわゆる「動物看護師の資格」と従来言われてきたものは、あくまで便宜上、専門学校や各種学校等で1年～3年程度の課程を修了した者に対して民間の様々な団体が独自基準で資格認定を行ったに過ぎない。

(参考)

民間の動物看護師資格認定主要5団体と認定資格の名称 (H23 まで)

資格認定団体	認定資格の名称
全日本獣医師協同組合	ANT、動物看護師
日本小動物獣医師会	動物看護師
日本動物看護学会	動物看護師
日本動物衛生看護師協会	AHT、動物衛生看護師
日本動物病院福祉協会	VT、動物看護師

このように、動物看護師は公的資格ではなく、各団体がそれぞれの養成課程を満たした者に独自の基準で資格を与えていた。したがって動物看護師やそれに相当する資格を保持していても、受けてきた教育の内容や質は様々であり、実際には教育を受けていない者が、動物看護師として動物病院などで勤務することも可能である。このことが一方では動物看護師に獣医療行為を担わせる場合に必要な獣医師法第17条の適用に関する検討を進める上で大きな障害となっているとされてきた。このため、まずは統一的な養成制度と認定制度の整備

が必要とされた。これを受けて、現在、コア・カリキュラムの策定や統一認定組織の整備による公的資格化を視野に入れた取り組みが進められており、動物看護師の公的資格化を推進する議論が続けられているが、いまだ課題は多い。

動物看護師の公的資格化に向けたこれまでの経過を振り返りたい。

我が国の家庭動物医療における動物看護師の養成は、昭和40年代後半以降、都市部を中心に任意組織の養成施設が順次出現し、全国的な広がりを見せつつ今日に至っている。

しかしながら、履修内容等の養成体制は様々であり、すでに昭和50年代半ば頃には、このままでは動物看護師を受け入れる診療施設側にも支障が生じかねないとの問題が指摘されるようになった。これを受けて、日本獣医師会では昭和62年に「AHT制度検討委員会」を設置し、「AHT養成学校の認定システム（案）」をとりまとめ、同年11月17日に開催された昭和62年度第3回理事會に諮られたが、実際のニーズやAHTの処遇等、さらに検討すべき点があるとされ、継続審議することとされた。

その後検討は継続され、平成元年、AHT養成施設認定のための基本的な考え方について「AHT養成学校認定システム（骨子案）」が取りまとめられ、同年11月に各地方獣医師会からの意見聴取が行われた（「AHT養成学校認定システム（骨子案）」について（依頼）」平成元年11月14日付け日獣発第124号）。

この結果、当時の本会の会員である54地方会のうちの27.8%にあたる15地方会から、日本獣医師会を主体とした動物看護師養成施設認定システムの運営について反対の意思表示があったことから、本件については時期尚早とされ、関係者における今後の検討に委ねられることとされた。

その後、動物看護師は家庭動物医療の中でさらに定着が進み、獣医師の側でも、動物看護師の質の向上と供給の安定を望む声が高まり、地方獣医師会や地区獣医師会連合会等から日本獣医師会に対し、動物看護職の公的資格化及び就業環境整備等に関する要請がなされるようになった。

これらの事情を踏まえ、日本獣医師会では、平成13年11月から小動物委員会において「動物医療における動物看護師の在り方について」の検討を進め、

平成 15 年 4 月に検討結果が取りまとめられた。検討においては、AHTの現状に関する小動物診療獣医師を対象としたアンケート調査が行われ、動物看護師が家庭動物医療の中で大きな役割を果たしていることが明らかになるとともに、その養成カリキュラムの統一については 92.8%が、認定システムの統一については 83.4%が必要であると回答していた。また、現行の獣医師法の下で AHTが行いうる行為の明確化についても 82.9%が必要と回答していた。このとりまとめ結果を踏まえ、日本獣医師会では関係機関等に対する要請活動を行った。

一方、農林水産省においては、日本獣医師会からの要請を受けて、「小動物獣医療に関する検討会（座長：佐々木伸雄 東京大学大学院農学生命科学研究科教授（当時）」を設置し、「獣医療補助者について」を検討項目として取り上げ、検討が行われた。検討結果をとりまとめ、平成 17 年 7 月に提出された報告書においては、「小動物獣医療における獣医療補助者の重要性に鑑み、社会的にも安定した職業として確立するためには、まずは現在の教育機関、認定団体及び獣医師団体が協調し、早急に教育水準や認定基準などが平準化されるよう取り組んでいくことが必要である。

獣医療補助業務を公的資格とすることが必要ではないかとの意見も出されたが、獣医療補助者の行うことができる業務範囲が明確化されていない現状と上述した状況並びにわが国の経済・社会的情勢が全体として規制緩和の流れにあることも考慮すると現状では困難と考えられる。

将来に向けて獣医療補助者の社会的身分を確立するためには、獣医療補助者の各団体ならびに獣医師団体等が中心となって、教育と資格認定基準の平準化に向けた取り組みに着手すべきである。」とされ、教育水準や資格認定基準の平準化が求められるとともに、業務範囲の明確化がされていない現状が指摘された。

これを受けて、日本獣医師会は、関係者間での本格的検討の場として平成 18 年に動物診療補助専門職検討委員会を設置し、検討を開始した。

関係者による検討においては、動物看護師の公的資格化に向けた課題への対応とともに、全国の動物看護師による職域団体の必要性についても検討され、その設立に向けた準備が進められた。

平成 20 年 2 月に高松市において開催された、平成 19 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（香川）における第 5 回委員会において、動物看護職全国協会（仮称）準備会が設立、開催されたのに続き、平成 21 年 1 月に盛岡市において開催された平成 20 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岩手）における第 6 回委員会において、動物看護師養成機関、同認定機関をはじめ、地方獣医師会関係者等約 90 名が参加して日本動物看護職協会設立発起人総会が開催された。

同総会の最後には、日本獣医師会藏内勇夫副会長（当時）から、「本日の合同会議が無事終了したことに感謝する。また、本会議が、この学会年次大会において開催できたことについては、岩手県獣医師会及び東北獣医師会連合会のご理解によるものであり、重ねてお礼申し上げます。日本動物看護職協会設立までには、今後、関係規程の整備や会員の募集等、さまざまな課題を抱えているが、発起人関係者のより一層の努力により、強固な基盤を持つ組織として設立運営され、多くの関係者の方々に支えられて、意義ある活動が行われることを期待する。」旨挨拶され、日本獣医師会としての支援は継続しつつ、今後の活動主体は日本動物看護職協会を中心とした関係者に委ねられることとなった。

こうした日本獣医師会からの支援、呼びかけに答えて、平成 21 年 4 月、動物看護師が専門職として自立するとともに、連帯を強めることにより獣医療に関する質の確保と自らの職域環境の整備を図り、また将来的には、公的資格制度の下で真の専門職としての責務を担う資格者としてチーム獣医療の一翼を担う者となることを目標として、動物看護師の現職の者をはじめ獣医療に係る関係団体、大学・専門学校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁の理解の下、一般社団法人日本動物看護職協会が設立された。これにより、動物看護師養成課程における教育内容の高位平準化と資格認定の統一化に向けた取り組みが一層具体的に進められることとなった。

平成 22 年 8 月には、農林水産省において、平成 32 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護師などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護師の地位や身分の確立、動物看護師に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記された。

同じく平成 22 年に、宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会の報告においても、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者（動物看護師など）の資格の制度化」が明記された。さらに、委員会報告を踏まえて、その後公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の付帯決議においても、「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること」が盛り込まれた。

こうした流れの中、日本獣医師会は、動物看護師の公的資格化に向けた検討を継続的、積極的に支援してきた。小動物臨床部会個別委員会として設置された動物看護職制度在り方検討委員会においては、民間の動物看護師認定主要 5 団体、動物看護師養成機関、日本動物看護職協会及び地方獣医師会関係者等が参集して、チーム獣医療提供体制の整備（獣医師と獣医療従事者の連携・役割分担）に向けての具体的な方策について検討が行われ、平成 23 年 1 月に以下の合意がなされた。

- ア 現状の動物看護師の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護師の要請のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師制」への移行を図ること。
- イ アの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係る新たな公的資格制度の創設に向けての法整備（①動物看護専門職としての業務の範囲の拡充整備、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による免許の付与など）を働きかけること。
- ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療体制提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療従事専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資すること。

この結果、将来的な公的資格化の実現に向け、まずは資格認定制度の統一化を図るため、これまで独自に資格を付与してきた民間団体が互いの資格試験を統一するために平成 23 年 9 月に動物看護師統一認定機構が設立された。

主要認定団体の協働による初の統一試験が平成 24 年 2 月に実施され、その合格者に動物看護師統一認定機構から認定動物看護師資格が付与されたのに続き、平成 25 年 2 月からは動物看護師統一認定機構が自ら統一認定試験を実施して資格を認定して以降、現在まで同機構による資格試験・認定の統一が図られている。

なお、従来の様々な認定資格を持つ者や、資格のないまま長年に渡り動物診療補助職に従事してきた者にも統一認定資格の取得機会を付与するため、移行措置を平成 27 年 3 月までの期限付きで設定しており、既存の資格や活動・実績等に基づいて審査を行う「書類審査受験」の合格者についても、条件を満たせば新制度における認定動物看護師資格を得られることとしている。

今後、平成 28 年以降は動物看護師統一認定機構が実施する試験に合格した者のみが、動物看護師として認定されることになる。

このように動物看護師の公的資格化の実現に向けた環境は整えられつつある。この流れを着実に進めなければ、我が国の獣医療の発展は立ち後れ、動物看護師の制度化によりチーム医療提供体制が整備され、獣医療の高度化が進んでいる欧米との格差は、ますます広がることとなると思われる。次項において、諸外国の状況について紹介する。

(2) 諸外国における動物看護師の現状

動物看護師の公的資格化及び動物看護専門職としての業務の範囲の拡充整備等について検討するに当たり、諸外国の事例について情報を収集した。内容は以下の通り。

ア 米国

米国では初等/中等教育の 1 2 年間で修了したのち、アメリカ獣医師会 (American Veterinary Medical Association, AVMA) が認定する短期大学 2 年 (または大学 3 ~ 4 年) の課程を修了し、全国試験を受験して合格しなければならない。州によって若干名称が異なっており、Certified/Registered/Licensed Veterinary Technician などと呼ばれている。

る。また全国試験の他に州独自の試験が課されている場合もある。診断、予後判定、処方そして手術等、実施してはならない業務が定められており、州によっては、レントゲン撮影、カテーテル挿管や麻酔といった高度な医療技術の習得、実施を認める場合もあり、獣医師とともに獣医療提供者の一員と見なされている。

各州の獣医事関係法令に規定されている VT の具体的業務は、

- ・臨床検査（尿検査、血液検査、血液化学検査など）
- ・採血
- ・歯科処置（一般的な抜歯を含む）
- ・生検
- ・医療機器を用いた各種検査（心電図、X線撮影 など）

が基本であるが、これらに加えて

- ・問診やカルテ記載
- ・特殊な看護
- ・飼い主に対する病態の説明
- ・治療方針などの説明
- ・麻酔
- ・皮膚の縫合
- ・外副子固定

等を規定している州もある。

イ 英国

Veterinary Nurse と呼ばれており、Royal College of Veterinary Surgeons (以下 RCVS) が認定する。初等/中等教育の 11 年間ののちに、専門学校（2 年間：動物診療施設で勤務しながら学習することが可能）の養成課程を修了することで国家資格が得られる。また、4 年制大学で Veterinary Nursing（獣医看護学）の学士号も取得可能である。英国では獣医看護師の需要は幅広く注射、投薬といった獣医療行為が認められている。

RCVS の定める職業訓練レベルごとに修得する技術の内容

NVQ レベル 2

- ・健康と安全のモニターと維持
- ・個人的技能の習熟と職業上の関係の維持
- ・受付業務の実施
- ・診療経過と検査における臨床環境の維持
- ・動物への看護業務の提供
- ・診療施設への入院動物のモニターと維持
- ・動物看護に関する飼育者の指導

NVQ レベル 3

- ・実験室診断検査の実施
- ・動物への専門的動物看護の実施
- ・動物への画像診断技術実施の準備と X 線撮影の処理
- ・外科手術の準備
- ・外科手術中の補助
- ・動物への麻酔補助
- ・薬剤の交付と投与

ウ スイス

初等/中等教育の 9 年を修了した後、に 3 年間の教育年が実施される。各州ごとに認定した動物診療施設で勤務し、実務訓練を受けながら、SKoBeQ (Schweizerische Kommission für Berufsentwicklung und Qualität) と呼ばれる、専門職養成制度で教育を受ける事ができる。

動物看護師には手術助手を含めた、幅広い獣医療行為が認められている。

動物看護師が実施する業務の実際

- ・採血
- ・採尿
- ・X 線撮影

- ・麻酔モニター
- ・皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射、静脈内カテーテルの留置
- ・手術助手、皮膚縫合
- ・歯科処置
- ・抜糸、創傷処置

エ オランダ

初等・中等教育12年を修了後、4年間の教育を受けて、国家試験にあたる試験に合格すると、Para-Veterinarian（獣医療補助員）と名づけることができる。また1から2日学校に行き、3日以上動物病院で働くことで4から6年後に国家試験受験資格が取れ、国家試験を受験することができる。この二つの形で動物看護師になる事ができる。

Para-Veterinarianになると、採血、留置針の設置、点滴、歯石除去そして雄猫の去勢手術迄実施可能である。こういった行為は一人でできるのではあるが、必ず獣医師の指示の元に行なわれるという前提である。

オ オーストラリア

教育は初等/中等教育10年が修了した後に1から3年間、動物診療施設に勤務して実務訓練を受けながら、国の定めるカリキュラムに基づいて教育を受ける（通信教育もしくは大学もある。）。

動物看護師は獣医師の監督下で獣医師の責任と判断において獣医療行為を行なうことができるとされ、業務内容については国が定めた看護師養成プログラムに沿ったものである。

参考：西オーストラリア州 Veterinary Surgeons Regulations に定める動物看護師（VN）の業務内容

- 1 VNは、獣医師の直視及び直接の監督の下で、外科的処置を補助することができる。
- 2 VNは、獣医師の監督の下で、以下の業務を実施することができる。
 - ア 歯科処置（単純な抜歯を含む。）

- イ 皮膚表面の外科処置（皮膚縫合を含む。）
 - ウ 放射線安全法（Radiation Safety Act）や他の法令に係る X 線撮影、心電図の記録等
 - エ 病理学的検査のための採材
 - オ 静脈内点滴、輸液の実施
 - カ 静脈内カテーテルの留置
 - キ 麻酔の補助及びモニタリング
 - ク 麻酔覚醒時の動物のモニタリング
- 3 VN は、獣医師の指示に基づき、以下の業務を実施することができる。
- ア 動物の身体検査
 - イ 体重制限、栄養、寄生虫駆除等に関する一般的助言
 - ウ 動物の隔離と感染防御
 - エ 計画的な投薬の実施
 - オ 獣医師が処方した薬剤の交付
 - カ 創傷の処置、手術創の処置
 - キ 動物の看護
 - ク 臨床病理学検査の実施
- 4 VN 養成課程の学生は、獣医師の直視及び直接の監督の下であれば、上記 1-3 の業務を全て実施できる。

このように、獣医療先進国と言われる国々では、動物看護師に許される獣医療行為は多岐に渡り、獣医師の指示の元で活躍している。一方我が国では、獣医師法の規定により、動物看護師等の獣医師以外の者は獣医療行為を実施できない。獣医療の質の向上のためにも、知識・技術が一定の水準にある動物看護師については、獣医師の指示のもとに獣医療行為を行えるとするための仕組み作りが急がれる。

3 効率的なチーム獣医療の実現に向けた動物看護師のあり方

(1) 獣医師の立場からみた、動物看護師に必要な知識と技術

動物看護師にとって、獣医療に関する基礎的な知識は必要であるが、一方では診療現場で求められる実践的知識・技術を学ぶ事が重要である。将来、獣医療行為の一部を担い治療処置などを行える体制が整備された場合には、獣医師の指示に基づく採血やカテーテル装着、注射などを的確にかつ安全に行なうことが求められる。また同時に、投薬している薬剤の効果、副作用等の業務に関連した知識に精通していることが求められる。

いわゆる学科目縦割り型の知識である解剖学、生理学、薬理学などの体系的知識はもとより、実践的で臨床に即した知識がより重視されるべきである。

動物看護師が獣医師とともにその獣医療行為の一部を担いつつチーム獣医療に当たる場合、診療現場において適切に行うことが必要と考えられる代表的な例を以下に示す。

- ア 獣医学領域に係る法令や倫理を遵守した行動ができる
- イ 動物病院で使用される獣医学用語や略語を理解して使用できる。
- ウ 専門職であるチームメンバーとしてふさわしい姿勢や言葉遣いを身に着けている。
- エ 稟告の聴取ができ、患者動物の状態や飼い主の希望を獣医師に伝えることができる。
- オ 薬の取り扱いに関する知識を身につけており、飼い主に対し説明することができる。
- カ 入院動物のケアや栄養管理について、治療方針を理解した上で行うことができ、看護状況を獣医師に報告できる。
- キ 麻酔時のモニタリングや機械・器具の準備や管理などを理解し、診療補助・手術補助ができる。
- ク 外科領域における滅菌衛生の概念を理解し、器具を使用できる。
- ケ 外来、処置、入院、手術（麻酔対応を含む）など、患者動物の状況に合わせた対応と飼い主への説明ができる。

- コ 尿検査、血液検査、細胞検査、組織検査など、各種検査の目的や流れを理解し、必要な検査結果を得るための患者動物の取り扱いや検査機器の取り扱いが行える。
- サ 画像診断を必要とする患者動物の準備を行うことができ、画像診断装置をその目的に応じて扱うことができる。

(2) 獣医師の指導監督の下で動物看護師が行うことができる」とすることが望ましい獣医療行為

前項で例示した知識・技術及び能力を発揮する行為は認めるべきである。主なものを以下に示す。

- ア 問診や診療簿の記載補助
- イ 一般看護及び特殊看護（ICU等）
- ウ 飼い主に対する病態説明
- エ 臨床検査（尿検査、血液検査、血液化学検査など）
- オ 外科領域の器具の取り扱いと滅菌及び動物の術野の消毒処置
- カ 動物医療機器を用いた各種検査（心電図、X線撮影 など）
- キ 採血、採尿などの採材
- ク 獣医師の処方に基づく投薬
- ケ スケーリング等の歯科処置（抜歯は除く）
- コ 麻酔時におけるモニター管理と記録

現行法令では、獣医師以外の者による獣医療行為は想定されていない。しかし小動物に対する高度獣医療の需要が高まっている中、獣医師のみによる動物病院運営は今後ますます困難になることが予想される。ここに示した獣医療行為を含む業務を動物看護師が行うことができ、獣医師との十分なコミュニケーションの元にチーム獣医療が実現できれば、より円滑な動物病院運営が実現でき、より質の高い獣医療が提供できる。課題の検討と解決が急務である。

4 今後の検討課題

動物看護師による獣医療行為を伴う職務が法令上認められていないことが、動物病院におけるチーム獣医療の有効な実施に大きな障害となっている。一方でそれを規定する獣医師法第 17 条において、具体的な獣医療行為の範囲について明確に示されていない。

現在、動物看護師が行う業務は、動物の一般的な世話・保定・毛刈り、手術の際の器具渡し、衛生・食事・飼育に関する獣医師の指示の飼い主への伝達などが中心である。また、検体検査や体温・脈拍の測定のみであれば診療行為には該当しないと思われるが、実際の診療現場において動物看護師に許される業務の内容は不明瞭と言わざるを得ない。

今後、これらの法令上の課題の整理を進め、動物看護師の公的資格化を図るために、まず以下について検討することが必要である。

ア 動物病院における役割分担の在り方

円滑なチーム獣医療の実現のためには、動物看護師が獣医師による診断と処置治療の指示を、適切な知識と技術を有する専門職として実施できることが望ましい。アメリカやイギリスをはじめとする、欧米の動物看護師制度先進国における獣医師と動物看護師の関係、いわゆる獣医師は診断、予後判定、処方及び手術を行い、それ以外の看護、治療、処置については、主に動物看護師が担うことが望ましい。

動物看護師が行うことができるということが望ましい獣医療行為の範囲を明確にし、チーム獣医療における役割分担を整理することが必要である。

イ 処遇改善等に関する雇用者側の理解醸成

現状では資格制度が曖昧であり、特に資格が無くとも業務に従事できることが専門職としての職域の確立を妨げており、動物看護師の就業希望者が需要を上回っていることと相まって労働環境・待遇が低水準にとどまっている。

一方、公的資格化等により、条件を満たした動物看護師が一定の獣医療

行為を行えるとした場合、無資格者の雇用の維持が課題となることが考えられる。

また、動物看護師を専門職として雇い入れることは、今以上に雇用者側のコンプライアンスの向上が必要とされる。労働時間、各種保険制度、放射線の取り扱いや特定化学物質の取り扱いなどを含め、労働安全衛生に係る規則の順守が必要である。

動物看護師の公的資格化に向け、動物看護師が専門職として自立するためには、動物看護師に一定の知識・技術水準が求められるとともに、雇用者側の意識の向上が不可欠である。

今後、有資格者がより高待遇で雇用されるようになれば、動物看護師の平均賃金の上昇も期待できると思われる。

ウ 飼育者及び一般市民の理解醸成と普及啓発の在り方

広く国民からの理解を醸成するために、マスコミ等による動物看護師の注目度を上げることが必要である。動物病院関係の内容が報道される際の説明を動物看護師が担う等、一般市民への認知が高まるように工夫することで、動物看護師の仕事への理解が進むと思われる。

獣医師も積極的に動物看護師に仕事を指示し、また、動物病院内において飼い主にわかりやすく統一認定資格保持者を明示することが望ましい。

5 お わ り に

冒頭「1 はじめに」で紹介した「家庭飼育動物（犬・猫）診療料金の実態調査」によれば、平成27年現在、小動物診療施設の49%で動物看護師統一認定機構が認定する認定動物看護師が雇用されている。調査時点において、同機構による動物看護師統一認定試験はまだ開始3年目であるが、既に認定者数は10,000人を超え、診療現場では認定動物看護師が広く活躍を始めていることがわかる。

今後、さらに高度化・多様化する獣医療に対応するためには、獣医師だけで

はなく、獣医療を補助する専門職である動物看護師との連携によるチーム獣医療が不可欠である。

そのためには、診療の質の向上を図るうえで、動物看護師に獣医師の指導監督の下で一定の獣医療行為を担わせることが必要であり、そのためには動物看護師の知識や技術に関する質保証としての公的資格化が必要である。また、現行法令の枠組みにおいて動物看護師が一定の獣医療行為を行うことが困難であるとすれば、その内容又は運用について見直しを進めることも必要である。

このため、前章において示した次の3項目、「ア 動物病院における役割分担の在り方」、「イ 処遇改善等に関する雇用者側の理解醸成」、「ウ 飼育者及び一般市民の理解醸成と普及啓発の在り方」について早急に検討を進め、地方獣医師会をはじめ、関係者による十分な理解を得て対応の方向を明確化することが求められる。

獣医師と専門職としての動物看護師との連携によるチーム獣医療のメリットは、小動物診療分野にとどまらず、産業動物診療や家畜衛生、公衆衛生分野等他の職域においても様々な可能性を持つ。今後、関係者による協力・連携の下、獣医療の質の向上に向けたチーム獣医療の実現のための体制整備が進むことを期待する。

**小動物臨床部会 小動物臨床委員会小委員会
認定動物看護師制度ワーキンググループ 委員名簿**

(座 長)

藤 井 康 一 横浜市獣医師会 (藤井動物病院院長)

(委 員)

大 平 純 二 鳥取県獣医師会理事 (大平動物病院院長)

前 谷 茂 樹 北海道獣医師会理事 (まえたに動物病院院長)

総 括 (小動物臨床部会長)

細井戸 大 成 日本獣医師会理事・小動物臨床部会長

(大阪市獣医師会会長)

